

平成17年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます

毎度格別のお引き立てに預かり厚くお礼申し上げます。

平成17年9月から厚生年金保険料率が変更になります。

月次給与につきましては「社員マスター保守」の「固定データ」画面で変更をお願いいたします。

平成16年保険料から毎年1000分の3.54ずつ引き上げられ、平成29年9月に1000分の183で固定されることとなります。

(変更方法)

「社員マスターの保守」の「固定データ」画面で、「月厚生年金」の金額をそれぞれ該当する金額に変更お願い致します。

給与区分	月給
月次固定支給	
基本給	333,000
役付手当	0
家族手当	0
住宅手当	0
啓動手当	0
精勤手当	0
	0
	0
	0

月次固定控除	
	0
	0
	0
	0
	0

月次社保・住民税	
月健康保険	13,940
介護保険	2,125
月厚生年金	24,290
月厚年基金	0
住民税6月	6,400
住民税6月以外	5,300

月次非課税手当	
通勤手当	13,500
通勤区分	1 定期券
非課税限度額	100,000

(個人負担分の計算方法)

[月厚生年金] = [標準報酬月額] × [下記厚生年金料率]

1. 厚生年金基金加入員以外の一般の保険者の方

(現行) 1000分の6.9.6.7 → (平成17年9月分から) 1000分の7.1.4.4

2. 厚生年金基金加入員の場合

上記一般保険者の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率を控除した率なり各基金ごとに定められていますので各基金へお問合せください。

船員・坑内員の被保険者の方および、農林漁業団体の事業所の被保険者の方の料率は表示していません。

以上ですが不明点はお問合せ下さい。

2005年8月31日

ピー・エス・シー株式会社

Tel . 03-3889-1400 Fax . 03-3889-1420